

## 漁船法施行規則

漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)を実施するため、及び同法に基き、漁船法施行規則を次のように定める。

## 目次

第一章 総則(第一条)	第二章 漁船の建造調整(第二条—第七条)
第二章 漁船の登録(第八条—第十四条)	第三章 漁船に関する検査(第十五条—第二十一条)
第四章 漁船に関する試験(第二十三条・第二十四条)	第五章 漁船に関する試験(第二十三条・第二十四条)
第六章 指定認定機関及び指定検認機関(第三十五条—第四十条)	第六章 指定認定機関(第三十五条—第三十九条)
第七章 雑則(第四十五条—第四十七条)	第七章 雑則(第四十五条—第四十七条)
附則	附則

に機関の最大回転数を一定の回転数以下に制限する装置及びその封印が取り付けられている。ゼル機関にあつては、日本産業規格F四三〇四により試験した連続出力。(以下同じ。)をいい、電気点火機関にあつては日本産業規格F〇四〇五により試験した表示出力をいい、電気推進機関にあつては電動機の出力をいう。

第一条 漁船法(以下「法」という。)において「船舶の長さ」とは、上甲板よりよう上において、船首材の前面からだ柱があるときはその後面まで、だ柱がないときはだ頭材の中心までの水平距離をいう。	2 法において「船舶の幅」とは、船体最広部において、ろく骨の外面から外面までの水平距離をいう。
2 法において「船舶の幅」とは、船体最広部において、ろく骨の外面から外面までの水平距離をいう。	3 法において「船舶の深さ」とは、船舶の長さの中央において、りゆう骨の上面から上甲板りようの船側における上面までの垂直距離をいいう。
3 法において「船舶の深さ」とは、船舶の長さの中央において、りゆう骨の上面から上甲板りようの船側における上面までの垂直距離をいいう。	4 甲板を備えない船舶があつてはげん端の上面を上甲板りようの上面とみなす。
4 甲板を備えない船舶があつてはげん端の上面を上甲板りようの上面とみなす。	5 前項の外特殊の構造を有する船舶があつては船舶の長さ、幅及び深さは、その構造に応じ前四項の規定に準じた距離をいうものとする。
5 前項の外特殊の構造を有する船舶があつては船舶の長さ、幅及び深さは、その構造に応じ前四項の規定に準じた距離をいうものとする。	6 船舶の長さ、幅及び深さは、メートルをもつて単位とし、一メートル未満の端数は小数点以下二位にとどめ、第三位は四捨五入するものとする。
6 船舶の長さ、幅及び深さは、メートルをもつて単位とし、一メートル未満の端数は小数点以下二位にとどめ、第三位は四捨五入するものとする。	7 法において「推進機関の馬力数」とは、ジーゼル機関及びガスター・ビンがあつてはそれぞれその計画出力(機関の燃料の最大噴射量を一定の噴射量以下に制限する装置及びその封印並び法において「推進機関の馬力数」とは、ジーゼル機関及びガスター・ビンがあつてはそれぞれその計画出力(機関の燃料の最大噴射量を一定の噴射量以下に制限する装置及びその封印並び

る事項を記載した書類一通を添付しなければならない。

## 第四条 削除(変更許可の手続)

第一条 漁船の建造調整(第二条—第七条)	第二章 漁船の建造調整(第二条—第七条)
第二章 漁船の登録(第八条—第十四条)	第三章 漁船に関する検査(第十五条—第二十一条)
第四章 漁船に関する試験(第二十三条・第二十四条)	第五章 漁船に関する試験(第二十三条・第二十四条)
第六章 指定認定機関(第三十五条—第四十条)	第六章 指定認定機関(第三十五条—第三十九条)
第七章 雑則(第四十五条—第四十七条)	第七章 雑則(第四十五条—第四十七条)
附則	附則

に機関の最大回転数を一定の回転数以下に制限する装置及びその封印が取り付けられている場合にあつては、指定認定機関は、法第四条の規定による農林水産大臣の許可に係る動力漁船につき法第八条の規定による認定をしたときは、その職員に当該認定を受けた者に対し、別記様式第五号の二による認定通知書を交付させるものとする。

## 第三章 漁船の登録(登録申請の手続)

第一条 漁船の建造調整(第二条—第七条)	第二章 漁船の建造調整(第二条—第七条)
第二章 漁船の登録(第八条—第十四条)	第三章 漁船に関する検査(第十五条—第二十一条)
第四章 漁船に関する試験(第二十三条・第二十四条)	第五章 漁船に関する試験(第二十三条・第二十四条)
第六章 指定認定機関(第三十五条—第四十条)	第六章 指定認定機関(第三十五条—第三十九条)
第七章 雑則(第四十五条—第四十七条)	第七章 雑則(第四十五条—第四十七条)
附則	附則





進水年月日  
造船所の名称及び所在地  
推進機関の種類及び馬力数  
無線電波の型式及び空中線電力  
漁船の使用者の氏名又は名称及び住所  
主たる根拠地  
ナルヌリチトヘ  
漁業種類又は用途  
検認を実施した者の氏名  
検認を行つた年月日及び場所  
検認の結果

**第四十三条** 法第四十七条において準用する法第  
四十一条第一項の規定による届出は、検認の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しよ  
とする日の三月前までに、別記様式第十八号によ  
る届出書を都道府県知事に提出してしなければ  
ならない。  
**(検認の業務の引継ぎ)**

**第四十四条** 法第四十七条において準用する法第  
四十五条第三項に規定する場合にあつては、  
定検認機関は、次に掲げる事項を行わなければ  
ならない。  
一 引き継ぐべき検認の業務を都道府県知事に  
引き継ぐこと。  
二 引き継ぐべき検認の業務に関する帳簿及び  
書類を都道府県知事に引き渡すこと。  
三 その他都道府県知事が検認の業務の引継ぎに  
に関し必要と認める事項を行うこと。

**第七章 雜則**

**(映像等の送受信による通話の方法による意見  
の聴取)**

**第四十五条** 漁船法施行令（平成十三年政令第  
百七号）第二条において読み替えて準用する行  
政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三三  
九一号）第八条に規定する方法によつて法第  
四十八条第一項の意見の聴取の期日における審  
理を行う場合には、審理関係人（行政不服審  
査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十  
八条各号に規定する審理関係人をいう。以下この  
項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要  
な装置が設置された場所であつて行政不服審  
査法第十一條第二項に規定する審理員が相当と認  
める場所を、審理関係人とごとに指定して行う  
（立入検査の職員の証票）

**第四十六条** 法第五十条第四項の証票は、別記様  
式第十九号による。

**第四十七条** 法第五十二条第一項の農林水産省へ  
で定める額は、次の表のとおりとする。  
**(手数料)**

					二 推進機 関及び 補機 関及 つ台										
の上計画出力三六八キロワット未満のも	の上計画出力三六八キロワット未満のも	計画出力一九一キロワット未満のも	計画出力一九一キロワット未満のも	計画出力四四キロワット未満のも	計画出力八八キロワット未満のも	計画出力一九一キロワット以上	計画出力八八キロワット未満のも	計画出力八八キロワット未満のも	計画出力八八キロワット未満のも	計画出力八八キロワット未満のも	計画出力八八キロワット未満のも	総トン数八〇もの	総トン数八〇もの	総トン数五〇もの	総トン数二〇もの
												もの	もの	もの	もの
円九〇〇	円九〇〇	円五〇〇	円三七、	円二五、	円五〇〇	円六、三〇〇	円一四、	円五〇〇	円六、三〇〇	円一四四	円二八九	円一二四	円二四八	円九五、	円一九一

					七	六	五	四		三		
					き)式につき)	魚倉の防熱設備(一隻につき)	うず巻ポンプ(一台につき)	魚群探知機(一台につき)	(き)に一つ	空気圧縮機(一台)	原動機出力四・五キロワット未満のもの	計画出力一、一〇三キロワット未満のもの
					冷凍設備(一隻につき)	冷凍能力五トン未満のもの	冷凍能力五トン以上二五トン未満のもの	原動機出力七・五キロワット以上のもの	以上七・五キロワット未満のもの	原動機出力四・五キロワット	原動機出力四・五キロワット	計画出力一、一〇三キロワット未満のもの
					冷凍能力五〇トン未満のもの	冷凍能力二五トン以上五〇トン未満のもの	冷凍能力五トン以上二五トン未満のもの	以上七・五キロワットのもの	以上七・五キロワット未満のもの	一四、二二、五〇〇	一四、二二、五〇〇	計画出力二、二〇七キロワット以上もの
トントン未満のもの	冷凍能力七五トン以上一〇〇	冷凍能力五〇トン以上七五ト	冷凍能力二五トン以上五〇ト	冷凍能力五トン以上二五ト	冷凍能力五〇トン未満のもの	冷凍能力二五トン以上五〇ト	冷凍能力五トン以上二五ト	冷凍能力五〇トン未満のもの	以上七・五キロワットのもの	七、二〇〇	八〇〇	計画出力一、一〇三キロワット未満のもの
円八〇〇	円四〇〇	円九〇〇	円五〇〇	円三〇〇	円二五〇	円五〇〇	円二八〇	円八〇〇	円五〇〇	円八〇〇	円八〇〇	計画出力一、一〇三キロワット未満のもの

				九				八			
				(き) に 一 台 つ 電 動 機				(き) に 一 台 つ の もの			
上 の も の	定格出力一〇〇キロワット以 上	定格出力三・七キロワット以 上	定格出力一五キロワット未 満のもの	定格出力五〇キロワット未 満のもの	定格出力五〇キロワット以 上又は一二五キロボルトアン ペア以上のもの	定格出力五〇キロワット未 満又は六〇キロボルトアンペ ア未満のもの	定格出力五〇キロワット未 満又は六〇キロボルトアンペ ア未満のもの	定格出力五キロワット未 満又は六キロボルトアンペ ア未満のもの	定格出力五キロワット未 満又は六キロボルトアンペ ア未満のもの	冷凍能力二〇〇トン以上のも の	○トン未満のもの
円 三 〇〇	円 一 一、 一〇〇	円 五 〇〇	円 一 〇、 一〇〇	円 八 、 〇〇円	円 〇〇	円 三 〇〇	円 一〇、 一〇〇	円 六 、 〇〇円	円 一 四八 、 〇〇円	円 一 三二 、 〇〇円	円 一 一、 一〇〇

	六十	五十	四十	三十				二十		一十			十
き)	にへ合船P木船及つ隻査総漁R	にへ合船P木船及つ隻査総漁R	舶用六分儀(一台につき)	舶用六分儀(一台につき)				き)にへン磁つ台スコ	き)にへン磁つ台スコ	配電盤			変圧器
ン未満のもの	総トン数二〇トン以上五〇ト	総トン数二〇トン未満のもの	七四、	三、一	五〇円	○〇円	五〇円	三、一	六、三	一、一	〇〇円	〇〇円	四、八
○円、一二四〇〇	円四〇〇	円四〇〇	円四〇〇	乙型B	乙型A	甲型B	甲型A	甲型A	ペア以上のもの	ペア未満のもの	ペア以上のもの	ペア未満のもの	六、三

附則（昭和三七年八月三一日農林省令）

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この省令の施行の日の前日までに提出された漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号。以下「法」という。）第三条の二第三項の申請書に基づく許可に係る漁船の深さ及び推進機関の馬力数については、この省令による改正後の第一条第四項、第七項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の日の前日までに提出された法第九条第二項及び法第十四条第一項の申請書類について、この省令による改正後の第九条第二項及び第十三条の二第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附則（昭和三八年一月三一日農林省令第七号）抄

この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附則（昭和三九年一〇月二二日農林省令第四七号）

この省令は、昭和四十年一月一日から施行する。

この省令の施行前に改正前の第十一条の二第二項の規定により都道府県知事が指定した期日は、改正後の第十一条の二第二項の規定により指定したものとみなす。

この省令の施行前に改正前の第十一条の二第三項の規定によりされた申請は、改正後の第十一条の二第三項又は第四項の規定によりされたものとみなす。

附則（昭和四一年三月三〇日農林省令第一四号）

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年四月一〇日農林省令第一二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日農林省令第二九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年五月一三日農林省令十五号）

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四八年六月二十五日農林省令第四二号）この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年一〇月三〇日農林省令第六八号）この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年三月一三日農林省令第六号）この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五三年三月一五日農林省令第八号）この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則（昭和五三年五月一日農林省令第三二号）この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日農林省令第一条）この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六六年三月一日農林水産省省令第五号）この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭和五六六年六月六日農林水產省令第二七号）この省令は、昭和五十六年六月十日から施行する。

附則（昭和五七年七月六日農林水產省令第二三号）この省令は、昭和五十七年七月十八日から施行する。

2 この省令の施行日の前日までに提出された漁船法（以下「法」という。）第三条の二（第三項の申請書に基づく許可に係る漁船又は法第九条第二項の申請書に基づく登録に係る漁船（法第三条の二第一項又は第二項の規定による許可に係るものに限る。）の推進機関が、この省令の施行の日から二年を経過する日までに法第三条の二

3 この省令の施行日の前日までに法第九条第一項の規定により登録を受けた漁船（法第三条第二項の二第一項又は第二項の規定による許可に係るものに限る。）の推進機関が、この省令の施行の日から二年を経過する日までに法第三条の二





別記 様式第一号（第二条関係）

様式第二号（第二条關係）

様式第三号（第二条関係）

様式第三号(第二条添付)	
済 金 有 用 料 可 申 請 書	
年 月 日	
新潟市大正区 戻 (連絡のため郵便局)	
住 所 氏名と本名を記入	
下記により勤務する場所の名称が記入され、済金法第4条第3項の規定により 済金額を支給して下さい。	
記	
1 氏 名	郵便番号
2 済金種類又は用途	郵便前 郵便後
3 通勤区域	
4 王子製紙㈱	
5 関西電力㈱	
6 新潟電力㈱	
7 通勤区域の名称及び在籍地	
8 退職日	
9 勤務する場所の名称及び住所	
10 勤務する場所の電話番号及びFAX番号	
11 勤務する場所の郵便番号	
12 勤務する場所の電話機種	
13 勤務する場所の電話機種	
14 申込日	
15 申込者	
16 申込者	登録料 登録料

様式第四号（第五条関二）

様式第五号の二（第七条関係）（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

様式第六号（第八条関係）

様式第七号（第九条関係）

様式第八号（第九条関係）

様式第六号（第八条関係）

漁 船 資 料		漁 和 原 著 (第 一 業)	
登 録 號 番 号	年 月 日	登 録 號 番 号	年 月 日
所有者	株式会社名		
使用業者	氏名(又は名称)		
漁業種別	漁業種別		
船 体 形 式	m ×	m ×	m ×
推進機	馬力		馬力
操縦装置の型式	操縦装置の型式		
主な外観寸法	主な外観寸法		
登 録 年 月 日	年 月 日	登 録 年 月 日	年 月 日
更 新 他 の 記 事			
造船所 名	船 質	進 水	年 月 日
造船所 在 場		年 月 日	年 月 日
接 認 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
次回認年届出期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第七号（第九条関係）

動力漁船登録申請書

年 月

- 住 所  
氏名又は名称

下記により漁船の登録を受けたい

備考 既名並びに申請者及び使用者の氏名又は名前には、ふりがなを付けること

様式第八号（第九条関係）

住 所  
氏名又は名称

- 下記により漁船の登録を受けたい

  - 1 船名
  - 2 使用者の氏名又は名称及び住所
  - 3 渔業種類又は専途
  - 4 主たる漁場地
  - 5 船質
  - 6 縦寸数
  - 7 漁船の長さ、幅及び深さ
  - 8 進港年月日
  - 9 登録船の名称及び所在地

備考：前回の調査では、本種の分布範囲を広く捉えていたが、今後は本種の分布範囲を明確に定めることを目的とする。

様式第九号（第十条関係）

様式第十号（第十条関係）

様式第十一号（第十三条関係）

様式第十二号（第十八条関係）

檢 認 標		動 力 池 船 登 錄 黑	
1	2	船 名	登録番号
		所有者 氏名又は名称	
		使用者 氏名又は名称	
		漁業機種又は用途 主たる漁獲地	
		船 体 船名・船籍登記事項 船籍登記事項	
		機 開	
		無線装置の型式及び 空中障電力	電信 電話
		造船所 名 常在地	
		進 水 年 月 日	年 月 日
登録年月日 年 月 日 都道府県事務			
(西暦) (西暦)			

備考 検認欄には、検認の年月日、次回検認届出期限及び検認をした都道府県名（指定検認機関が検認を行う場合にあっては、指定検認機関名）を記載すること。

検 認 備		無 効 力 游 船 登 錄 票		登録番号
1	2	船 名		
		所有者	氏名又は名称	
3	4	使用者	氏名又は名称	
		漁業用又は用途 主たる機 機 型	噸 ト ン 数	ト ン
5	6	船 体 長さ又は幅員	船 長	幅 员
		造 船 所	名 称	
7	8	登録年月日	年 月 日	
都道府県知事				

備考 検認欄には、検認の年月日、次回検認届出期限及び検認をした都道府県名（指定検認機関が検認を行う場合にあっては、指定検認機関名）を記載すること。

様式第十一号（第十三条関係）

TK2-1234

備考

- 一 文字及び数字の高さは、総トン数五トン未満の漁船にあっては七センチメートル以上、総トン数五トン以上二十トン未満の漁船にあっては十センチメートル以上、総トン数二十トン以上の漁船にあっては十二センチメートル以上とする。
- 二 文字及び数字の大きさは、その文字及び数字の高さの五分の一を標準とする。
- 三 文字及び数字の開闊度は、その文字及び数字の高さの三分の一を標準とし、その他の

## 様式第十三号（第十八條関係）

備考：設備の主要部に記入する事項は、次のとおりとする。  
 1 管理者名、管轄区域、所持者名、所有者名、機械の品目、機械の規格  
 2 施設番号又は建造（改修）許可番号及び許可年月日  
 3 機械取扱文書用紙  
 4 設備名  
 5 動力源  
 6 電気設備構成図  
 7 機械の構造について、機械の構造  
 8 容器類、容器構造及び耐圧試験記録  
 9 容器類、容器構造及び耐圧試験記録  
 10 新規シールドにおける、壁厚  
 11 機械の分類については、形状  
 12 機械アライド契約における、大きさ

## 様式第十四号（第十八條関係）

様式第十三号（第十八條関係）  
 沿 線 検 査 簿 彙 書  
 年 月 日  
 長野水道大臣  
 聞  
 氏名又は名称  
 下記により供給権体換受を受けたいので、供給法第25条第1項の規定により依頼します。  
 記  
 1 和 本  
 2 施設番号又は建造（改修）許可番号及び許可年月日  
 3 機械取扱文書用紙  
 4 設備名  
 5 動力源  
 6 電気設備構成図  
 7 機械の構造について、機械の構造  
 8 容器類、容器構造及び耐圧試験記録  
 9 容器類、容器構造及び耐圧試験記録  
 10 新規シールドにおける、壁厚  
 11 機械の分類については、形状  
 12 機械アライド契約における、大きさ

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

## 様式第十五号（第十九條関係）

様式第十三号（第十九條関係）  
 申済者に交付する合規証（面紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）  
 聞  
 氏名又は名称  
 検査事項  
 沿 線 検 査 簿 彙 書  
 年 月 日  
 長野水道大臣



備考  
一 合格印は、薄い金属製を用いるものとする。  
二 合格印は紙の印に打抜き印とし、この部分に左の様式による印印（直径十リメ  
ト）を右の様式に打込むものとする。  
印の大きさ



は、**様式第十六号（第三十三条関係）（用紙の大きさ**  
**日本産業規格A4とする。）**

**は、**様式第十七号（第四十条関係）（用紙の大きさ****

**日本産業規格A4とする。）**

**は、**様式第十七号（第四十条関係）（用紙の大きさ****

株式第十六号（第三十三条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

年 月 日

農林水産省  
規格  
年 月  
氏名又は本名

下記により認定の申請の一覧（全般）を休止（廃止）しないので、活動認可の条件1項の規定により施行出す。

- 1 休止（廃止）しようとする認定の範囲
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）の理由

株式第十七号（第四十条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

年 月 日

振込印を加算  
年 月  
氏名又は本名

下記のとおり検査を行つたので、活動認可の条件において使用する同法第36条の規定によ  
り施行します。

- 記
- 1 検査の申請者としての氏名又は本名及び住所
  - 2 検査の実施を受けた年月日
  - 3 検査を行つた内容に係る事項
  - イ 検査番号及び受検年月日
  - ロ 検査の種類
  - ハ 検査の結果、種及び品名
  - ニ 検査の結果、年月日
  - ヘ 検査の場所（本社及び出張所）
  - テ 検査の実施機関の名称
  - テ 検査の実施者の氏名又は本名及び住所
  - メ 検査の実施者の氏名又は本名及び住所
  - ラ 検査の実施者の氏名又は本名及び住所
  - ア 検査の実施者の氏名又は本名及び住所
- 4 検査を実施した者の氏名
  - 5 検査を行つた年月日及び場所
  - 6 検査の結果

